３　適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。

平成23年４月１日以後に終了する事業年度における法人税の申告に当たり、法人税関係特別措置の適用を受けようとするか。

いいえ

別表一(一)等の「適用額明細書提出の有無」欄の「無」を〇で囲んでください。
※　記載箇所は下図の申告書イメージを参照

適用額明細書の添付は不要です。

はい

別表一(一)等の「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を〇で囲んでください。
※　記載箇所は下図の申告書イメージを参照

次ページ以降を参考にして適用額明細書を作成してください。

作成した適用額明細書を法人税申告書に添付して提出してください（他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んでください。）。
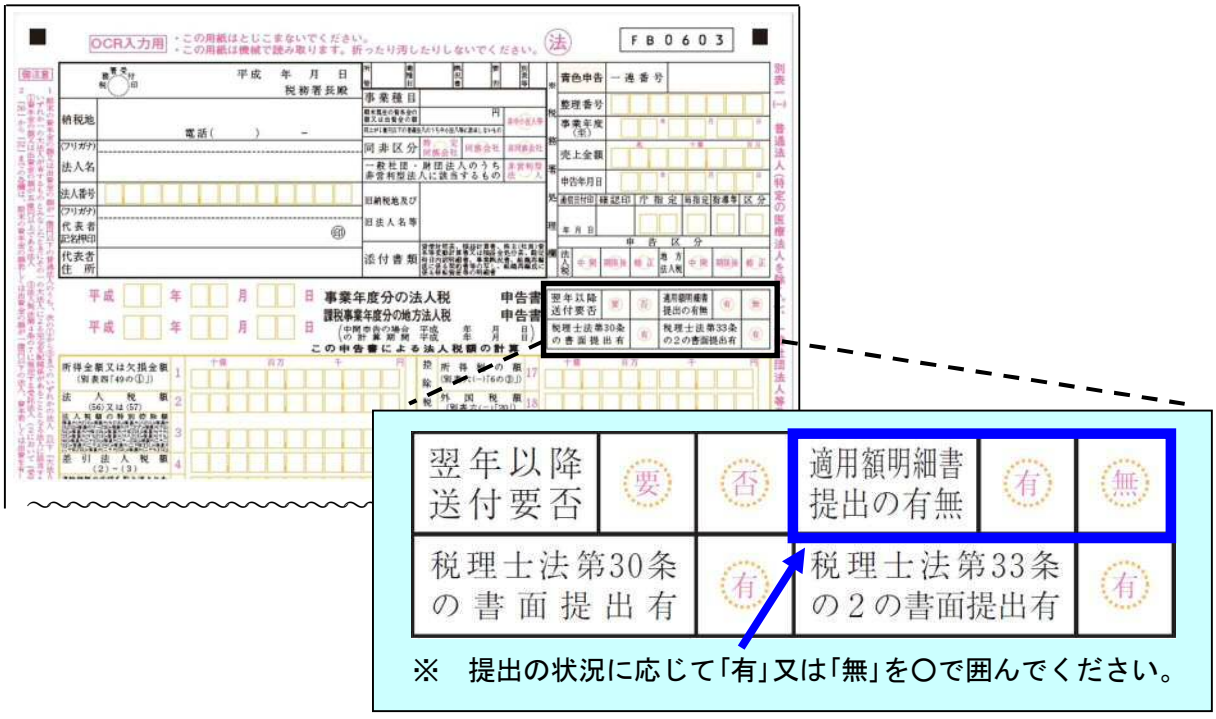
（参考：別表一(一)等の「適用額明細書提出の有無」欄の位置）